

水道水質基準の見直し等について

平成 14 年 8 月 1 日
健康局水道課

1. 趣旨・背景

- (1) 水道法第四条第二項の規定に基づき定められる水質基準(以下、単に「水質基準」という。)については、昭和 33 年に制定して以来、昭和 35 年、同 41 年、同 53 年及び平成 4 年と、その時々科学的知見の集積に基づき、逐次改正を行ってきた。特に、平成 4 年の改正においては、基準項目をそれまでの 26 項目から 46 項目へと拡大するなど、全面的な見直しを行い、水道水質管理の格段の充実・強化を図ったところである。
- (2) その後 10 年が経過したが、水道水質の状況を見ると、
 - トリハロメタンに代わり、臭素酸やハロゲン化酢酸など新たな消毒副生成物の問題が提起されていること
 - クリプトスポリジウムなど耐塩素性の微生物による感染症の問題が提起されていること
 - 内分泌かく乱化学物質やダイオキシン類など新しい化学物質による問題が提起されていることなど、さらに水道水質管理の充実・強化が求められている状況にある。
- (3) また、世界保健機関(WHO)においては、その飲料水水質ガイドラインを 10 年ぶりに全面的に改訂するべく検討を進めている。
- (4) このような状況を踏まえ、今般、水質基準を全面的に見直そうとするものである。
- (5) なお、規制改革や公益法人改革の流れの中で、水道水質管理の分野においても、水質検査などについて見直しが求められており、今回の水質基準の改正に併せ、そのより合理的・効率的なあり方について検討を行おうとするものである。

2. 今回見直しを行おうとする事項

- (1) 水質基準のあり方について
- (2) 規制改革3ヵ年推進計画に対応するための水質検査計画の制度化等について
- (3) 公益法人に対する行政関与の在り方の改革実施計画に対応するための水質検査機関等の登録制度化について

3. 審議の進め方(案)

- (1) 審議内容が科学・技術に係る専門的事項にわたることから、厚生科学審議会生活環境水道部会の下に水質管理専門委員会を設置し、当該専門委員会において具体的な検討を進めることとしたい。
- (2) 専門委員会の検討結果については、パブリック・コメント手続きを経て、専門委員会報告としてとりまとめることとする。
- (3) 生活環境水道部会においては、専門委員会報告をもとにご審議いただき、来年度の早い時期を目途に答申をいただくこととしたい。

(参考) スケジュール(目安)

平成 14 年 8 月	生活環境水道部会(諮問) 同水質管理専門委員会で具体的審議開始
平成 14 年 11 月	WHO 飲料水水質ガイドライン改訂案公表(予定)
平成 14 年 12 月	生活環境水道部会(中間報告)
平成 15 年 2 月	WHO 飲料水水質ガイドライン改訂(予定)
平成 15 年 3 月~4 月	専門委員会報告(案)とりまとめ
平成 15 年 4 月~5 月	パブリック・コメント手続き
平成 15 年 5 月~6 月	専門委員会報告とりまとめ
平成 15 年 6 月~7 月	生活環境水道部会 専門委員会報告の検討・答申